

基発第0922009号
平成17年9月22日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

政令監督官制度の運用について

労働基準監督署長等の要員不足に対処するための政令監督官の任用については、平成2年11月8日付け基発第678号通達（以下「基本通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、今般、基本通達記の6によりこの政令監督官制度の運用について見直しを行った結果、今後においても引き続き労働基準監督署長等の要員不足が相当数見込まれる状況にあることから、平成18年度以降においても、基本通達に基づき政令監督官制度の運用を図ることとしたところである。

また、政令監督官の特別研修の実施時期について所要の整備を併せ行うこととしたところである。

については、これに伴い基本通達の一部を下記のとおり改めるので、その適切な運用に遺憾なきを期されたい。

記

- 1 基本通達記の5（研修）中「任用後受講する中央の署長研修までの間に、」を「その後、本省において早期に」に、「実施する。」を「実施することとする。」に改める。
- 2 基本通達記の6（実施時期）中「平成13年度以降」を「平成18年度以降」に改める。